

神戸市公立大学法人情報提供の推進に関する指針

2023年4月1日

規則第21号

(趣旨)

- 1 神戸市公立大学法人(以下「法人」という。)は、法人、神戸市外国語大学(以下「大学」という。)及び神戸市立工業高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)の組織・運営と諸活動の状況及びそれらの点検・評価結果について情報の公表を行い、社会に対する説明責任を果たしていくことが求められる。

「神戸市情報公開条例」に定める情報公開の総合的推進の趣旨を踏まえ、法人の諸活動に関する透明性を高め、開かれた大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)の運営の実現を図るとともに、大学等の状況を正しく理解することができるよう、積極的に情報提供を行っていくための基本方針を定める。

(提供する情報の内容)

- 2 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2及び第179条に定めるもののほか、大学等の現状に関する以下の情報について、在学生、職員その他第三者に不利益が生じ又は大学等の諸活動に支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供を行っていく。

(1) 組織・制度に関する基礎的な情報

- ① 定款、法人の例規等
- ② 役員、組織図及び概要
- ③ 審議機関の構成
- ④ その他組織・制度に関する情報

(2) 大学等の現状等に関する情報

- ① 教育内容・研究活動に関する情報
- ② 主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等
 - ・中期計画、年度計画その他主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等
- ③ 審議会等の審議経過及び議事要旨
 - ・理事会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議に関する審議経過及び議事要旨
- ④ 統計資料その他公表資料
- ⑤ その他大学及び高等専門学校の現状等に関する情報

(3) 財務に関する情報

- ・財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書その他財務に関する情報

(4) 評価等に関する情報

- ① 業務実績報告書
- ② 業務実績に関する評価結果
- ③ その他大学等の評価等に関する情報

(5) その他

その他利用の要望等があり、社会的な有効活用に資する情報については、積極的な提供に努める。

(情報提供方法)

3 情報の公表は、次に掲げる指針に従い、行うものとする。

(1) ホームページ等の活用

広く一般に提供を行う情報については、ホームページへの掲載を行うほか、必要に応じ、パンフレット等による情報提供を行うものとする。

(2) 時宜を得た情報提供及び最新の情報の提供

時宜を得た情報提供を行うとともに、掲載内容については最新の状態を維持管理するものとする。また、報道発表資料やその他速やかに提供することが重要な情報は、公表日等に直近で掲載可能な日の提供に努めていく。

(3) 情報受発信の仕組みによる利便性の確保

① ホームページに所管グループ及び所管課に関する業務の概要を掲載した上で、問い合わせの連絡先を設け、適切に対応を行う。

② 頻度の高い質問等に対しては、予めFAQとして情報提供を行っていく。質問項目については、頂いた質問を元に、四半期に1回程度、見直しを行っていく。

③ 申込・申請・届出等についての手続案内情報の提供を行っていく。

(その他)

4 本指針は、情報発信すべき内容につき、利用者からの意見・要望等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行っていく。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学情報提供の推進に関する指針(2009年4月規程第2号)は、廃止する。